

食品安全委員会汚染物質専門調査会

第 11 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 12 月 2 日 (金) 10:00 ~ 12:00

2 . 場 所 食品安全委員会大会議室

3 . 議 事

- (1) 専門委員紹介
- (2) 座長の選出
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 審議状況と今後の審議の進め方
- (5) その他

4 . 出席者

(専門委員)

佐藤座長、安藤専門委員、井口専門委員、圓藤専門委員、香山専門委員、千葉専門委員、津金専門委員、遠山専門委員、前川専門委員、

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、見上委員

(事務局)

一色事務局次長、國枝評価課長、福田評価調整官、増田課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 専門委員職務関係資料 (平成 17 年 10 月)

(メチル水銀関係資料)

資料 2 - 1 魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価の審議
 の経緯について

- 資料 2 - 2 食品健康影響評価について（平成 16 年 7 月 23 日、厚生労働省発食安第 0723001 号）
- 資料 2 - 3 厚生労働省発食安第 0723001 号に係る食品健康影響評価の結果の通知について（平成 17 年 8 月 4 日、府食第 762 号）
- 資料 2 - 4 魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する審議結果に関する御意見・情報の募集結果について
- 資料 2 - 5 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項
（平成 17 年 11 月 2 日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・乳肉水産食品部会）

（清涼飲料水関係資料）

- 資料 3 - 1 諮問書（平成 15 年 7 月 1 日、厚生労働省発食安第 0701015 号）
及び諮問関係資料（清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価について）
- 資料 3 - 2 汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について（案）及び水道法とコーデックス規格

（カドミウム関係資料）

- 資料 4 - 1 諮問書（平成 15 年 7 月 1 日、厚生労働省発食安第 0701021 号）
及び第 1 回汚染物質専門調査会配布資料（カドミウムについて、薬事・食品衛生審議会における審議経過）
- 資料 4 - 2 コーデックス委員会総会における食品中のカドミウムの国際基準値の検討結果について（平成 17 年 7 月 11 日、厚生労働省、農林水産省）
- 資料 4 - 3 カドミウムの検討にかかるこれまでの経緯
- 資料 4 - 4 カドミウムに係る食品健康影響評価の論点と今後の進め方（案）
- 資料 4 - 5 カドミウム報告書案（項目立て）

6．議事内容

- 増田課長補佐 それでは、時間でございますので、ただいまから第 11 回「汚染物質専門調査会」を開催いたします。

専門委員の皆様方におかれましては、御多忙中、御出席いただきましてありがとうございます。

座長が選出されるまでの間、暫時私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたび、10月5日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後、最初の会合に当たりますので、「食品安全委員会」委員長よりごあいさつがあります。

では、委員長、よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 おはようございます。大部分の方は、お引き続きお願いするという大変申し訳ないことになっておりますが、専門調査会の専門委員をお引き受けいただきまして、大変感謝しております。

10月1日付けで小泉総理大臣より任命が行われまして、僭越でございますが、私が皆様を「汚染物質専門調査会」の専門委員に指名させていただきました。辞令は10月に送ってあると思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

言うまでもなく「食品安全委員会」は、国民の健康を第一にという立場で、評価をする機関でございます。2003年7月からスタートしまして2年半経ちます。大体定常状態で運営するようになりましたけれども、これからいろいろと難しい問題が出てくると思いますし、それから、特に汚染物質専門調査会は名前がいけないと、いつも小泉先生に汚染物質ではないと怒られているんですけれども、名前はそういうふうに付いていますので、お許してくださいというよりしょうがありません。難しい問題はいろいろとあると思いますが、皆様のそれぞれのバックグラウンドを生かして、是非よろしく御審議のほどをお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○増田課長補佐 ありがとうございました。

それでは、お手元に「第11回汚染物質専門調査会議事次第」という資料が配付してございますので、御覧いただければと思います。

本日の調査会におきましては、まず、座長の選出をしていただきまして、その後、専門調査会の運営等について審議状況と、今後の審議の進め方についてという案件について審議をしていただくということでございます。

内容については、順次説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで、まず、資料の確認をさせていただきます。

まず、配付資料として、配付資料１ということで「専門委員職務関係資料」がございます。

続きまして、配付資料２ということで、メチル水銀関係資料がございます。配付資料２ - １から２ - ５まで、かなり厚くなっておりますが、水銀関係資料がございます。

配付資料３といたしまして、資料は３ - １、３ - ２ということで、清涼飲料水関係の資料がございます。

配付資料４といたしまして、資料４ - １から一番最後のページの４ - ５までカドミウム関係資料がございます。

以上が、本日配付いたしました資料でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、今回御就任いただきました専門委員の皆様を５０音順に御紹介申し上げます。特に新任の専門委員の方におかれましては、簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

それでは、御紹介いたします。

まず、安藤正典専門委員でございます。

井口弘専門委員でございます。

圓藤陽子専門委員でございます。

○圓藤専門委員 東京労災病院産業中毒研究センターの圓藤と申します。

化学物質産業中毒の曝露評価とか、さまざまな産業中毒に関する研究をさせていただいておりますので、このような化学物質の問題について、いろいろ勉強させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○増田課長補佐 ありがとうございます。

次でございますが、香山不二雄専門委員でございます。

佐藤洋専門委員でございます。

千葉百子専門委員でございます。

津金昌一郎専門委員でございます。

遠山千春専門委員でございます。

前川昭彦専門委員でございます。

ありがとうございます。

本日は、大前和幸専門委員、川村孝専門委員、広瀬明彦専門委員が都合により御欠席されております。

なお、広瀬明彦専門委員は、今回新たに「汚染物質専門調査会」の専門委員に加わりました。

なお、本日でございますが、「食品安全委員会」から寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員に御出席いただいております。

それでは、議事の2の座長選出を行いたいと思います。

専門委員職務関係資料 15 ページ「食品安全委員会専門調査会運営規程」第2条第3項によりまして、座長は専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。

ということで、どなたか御意見、御推薦等ございませんでしょうか。

では、香山専門委員からお願いします。

○香山専門委員 佐藤洋専門委員が座長には最適かと思います。

○増田課長補佐 千葉専門委員をお願いします。

○千葉専門委員 前年度、佐藤専門委員がとてもよくやってくださいましたし、継続的に審議する内容もありますので、是非佐藤先生にお願いできればと思います。

○増田課長補佐 香山専門委員、千葉専門委員から佐藤専門委員ということで御推薦がありました、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○増田課長補佐 ありがとうございます。御賛同いただけましたので、座長に佐藤専門委員が互選されました。

佐藤専門委員、座長席にお越しいただきまして、ごあいさつをお願いできればと思います。

（佐藤専門委員、座長席に移動）

○佐藤座長 ただいま座長に選出いただきました佐藤でございます。2年間やらせていただいたんですけれども、荷が重いのでどうにかならないのかなと思いましたが、千葉先生がおっしゃるように、まだ宿題があるからやれということだろうと思います。

前の任期のときには、先生方の御協力でメチル水銀という結構大物を何とかできたんですけれども、今回、また事務局からの説明があるかと思えますけれども、カドミウムというもっと大物が待っているようでございます。これを先生方の御協力をいただきながら何とか進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○増田課長補佐 ありがとうございます。

では、これより先の議事進行でございますが、佐藤座長にお願いしたいと思います。
よろしくをお願いします。

○佐藤座長 それでは、座ったままで議事進行をさせていただきます。

議事次第の「（３）専門調査会の運営等について」、これは事務局の方から御説明があるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○増田課長補佐 それでは、お手元の配付資料に基づきまして、御説明いたします。

資料１の「専門委員職務関係資料」ということで、かなりの容量がありますが、私の説明につきましては、特に関係のありそうなところについて、簡単に説明させていただきます。

お時間のあるときにでも、説明していないところについて目を通していただければ幸いと考えております。

では、まず「専門委員職務関係資料」の１４ページをお開きください。

ここに個別品目の審議手順ということで、「食品安全委員会」と各専門調査会の審議の流れというのを示しております。

まず、一番上にリスク管理機関ということでございまして、厚生労働省なり農林水産省、汚染物質では環境省ということもあり得るわけなんです、こういったところから「食品安全委員会」に意見聴取がされるということが考えられます。

意見聴取は、まず文書で来るわけなんです、その文書を「食品安全委員会」で受理しまして、毎週木曜日に開かれます本委員会でリスク管理機関から意見聴取内容についての説明を受けます。その説明に基づきまして、本委員会の方でどこの専門調査会で検討するかということを依頼するという形になります。そして、そういった案件を専門調査会で審議することとなります。

例えば「汚染物質専門調査会」では、これからやるカドミウムと清涼飲料水、前回やりましたメチル水銀、こういったものが本委員会で「汚染物質専門調査会」で審議すべき事項ということで割り振られたということでございます。

専門調査会におきましては、評価書作成について議論していただきまして、評価書（案）が作成されますと、これも本委員会に報告して、了承を得られたところで、国民からの意見・情報の募集を４週間ほど行うという手続を行います。

その後、国民からの意見・情報の内容にも応じるわけなんですけれども、必要に応じまして、専門調査会を開く場合もございますし、大きな訂正等がなければ、そのまま本委員会の方に報告をいたしまして、その本委員会の方で審議いたしまして、評価結果を決定す

ると。それで評価結果が決定されたら、厚生労働省なり、農林水産省、環境省、こういったリスク管理機関に評価結果を通知するというような仕組みになっております。

15 ページでございますが「食品安全委員会専門調査会運営規程」が定められております。これは「食品安全委員会」の専門調査会の設置と、それから会議、議事録の作成等についての定めでございます。

第2条のところに「委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く」ということで、17 ページを見ていただきますと、別表があるわけですが、その6番目に「汚染物質専門調査会」というのがございます。「汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」ということになっております。

それから、15 ページに戻りまして、次の第2条2項に「専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する」ということで、先ほど委員長のあいさつでもございましたが、専門委員は内閣総理大臣が任命して、その属すべき専門委員、属すべき専門調査会については委員長から指名しております。

3項でございますが「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」という形になっております。

4項は「座長は、当該専門調査会の事務を掌理する」ということでございます。

次に18 ページを御覧いただきたいんですが、「食品安全委員会における調査審議方法等について」ということでございますが、これは中立・公正な審議を確保するということで、特に利害関係者を排除しようというようなものでございまして、こういったような規定を設けております。

まず1でございますが、これは組換えDNA技術応用食品とか、農薬とか、添加物とか、動物用医薬品とか書いてございますが、こういったものについては審査申請者というのがいるわけでございますが、その審査申請者からの依頼等により、申請資料の作成に協力したものである委員または専門委員がいた場合についての対応でございます。

汚染物質に関しては、審査申請者というのがあまり考えられないので、この規定が必ずしも当てはまるものではないのではないかと思います。

こういった場合なんですが、(1)にありますように、専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告すると。

(2)にございますように、申請資料等作成者である委員または専門委員は、当該調査審議または議決が行われている間、調査審議の会場から退室ということです。

ただ、当該専門委員の発言が特に必要であると専門調査会が認めた場合に限り専門委員

は出席し、意見を述べることができるが、議決に参加できないという形になっております。

2でございますが、これも審査申請者がいる場合の対応でございます。提出資料として利用されたものの作成に協力したものである委員または専門委員に対する対応ということでございます。

この場合につきましては、(1)に書いてありますように、専門調査会の座長は当該調査審議開始の際、その氏名を報告するということになっております。

(2)でございますが、利用資料作成者である専門委員につきましては、当該資料について発言することができないと。ただし、当該委員または専門委員の発言が特に必要であると専門調査会が認めた場合に限り専門委員は意見を述べることができるとされております。「汚染物質専門調査会」におきましては、申請者が存在するということが考えられませんが、この規定が当てはまるというわけではないということになります。

ただ、審議の過程で、専門委員が作成された論文が引用されるという場合が中にはあるのではないかと思います。そういった場合、まずはその旨を専門調査会の方に申し出ていただくということは必要なのかと思います。

そういった中で必要に応じまして、それは状況にもよると思うので、事務局にお伝えしていただければと思うんですけれども、本規定の2の(2)などの対応を考えていきたいと考えております。

3でございますが、1及び2の場合のほか、審議の公正さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員または専門委員は、委員長または専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合、審議の議決については、1の(2)と同様とするということで、これについては、特に申請者がある、ないという規定はございませんので、これについては「汚染物質専門調査会」にも当てはまると考えております。

「汚染物質専門調査会」におきましては、審議の公正さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員がいたとしますと、それについては審議に先立って申し出ていただきまして、必要に応じて本規程の3などに準じた対応を取るということになると思います。

この審議の公正さに疑念を生じさせるか考えるか否か、これが1つあると思うんですが、これにつきましては、もしそういうことがあるのであれば、まずは御相談いただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に19ページでございますが、「食品安全委員会の公開について」ということであります。基本的に「食品安全委員会」につきましては、原則公開という形で行っております。

委員会の活動状況、それから会議、議事録、諮問、勧告、評価結果、意見等の提出資料、これらは原則公開ということで考えていただければと思います。

23 ページを見ていただきたいんですが、ここには「専門委員の服務について」ということが記載されております。

専門委員でございますが、国家公務員法の規定が適用されると、同法の服務に関する規定を遵守しなければならないという記載でございます。

次に、24 ページを見ていただきたいんですが、そういった中で、専門調査会委員につきましては、5 番にありますように「秘密を守る義務」というものも生じております。専門委員には守秘義務が課されると、守秘義務は専門委員を辞めた後も課せられますということでございます。

24 ページの一番下の括弧でくくった部分をちょっと見ていただきたいんですが、このところを御注意していただきたいということで書かせていただいております。ちょっと読ませていただきます。

「なお、専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう留意する必要があると考えられます。」ということで、中には専門委員の個人的な立場で言ったようなことが、これが「食品安全委員会」の見解だということで、マスコミに流れたりということがあり得ないことがないということで、その辺をちょっと注意していただきたいという意味合いでここは書かせていただいております。

全体的な話はそんなところでございまして、次に 55 ページを見ていただきたいんですが「食品安全委員会への意見の要請の仕組み」ということで、これは「汚染物質専門調査会」の関係について記載しております。

「汚染物質専門調査会」に意見が求められる場合というものが、大きく分けて 2 つに分かれると。

1 つは、(1) にありますように「個別法により関係大臣が食品の安全性の確保に関する施策の策定を行おうとする場合」ということで、これは食品安全基本法第 24 条第 1 項に關係することでございます。

これは、厚生労働省の方から食品衛生法、食品の規格基準を定めるときに意見聴取があるということです。

それから、水道法の基準、水質基準を定めようとするときに意見聴取があると。

それから、環境省の方からですが、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律がございまして、この中では特定有害物質ということで、これは農用地の土壌に含まれることに起因して、人の健康を損うおそれのある、農産物が生産されるおそれのある物質というようなものでございます。

それと農用地汚染対策地域ということで、これも農用地の利用に起因しまして、人の健康を損うおそれのある農産物が生産されると認められ、またはそのおそれがあると認められる地域とありますが、これも要件がございまして、そういった要件を定めようとする場合、意見聴取が来るということでございます。

それから、 にありますが「ダイオキシン類対策特別措置法」ということで、ダイオキシン類の耐容一日摂取量を定めようとする場合ということでございます。

それから（２）としまして、法定の諮問事項ではないんですが、関係大臣が必要と認める場合に、基本法第 24 条第 3 項による諮問があり得ると。

例えば、メチル水銀なんていうのは、この前に評価しましたが、これは厚生労働大臣が摂食指導を行うためのものでございまして、法律によるものではないということで、基本法第 24 条第 3 項に基づいて諮問してきたということでございます。

以上が職務関係資料と「汚染物質専門調査会」関係の専門委員に関係する内容として説明させていただきました。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

大梓等、梓組みというか、それから専門委員の職務について御説明いただいたんですが、特に利益相反について疑念を生じさせることがないようにしなければいけないというのは、最近特に強いようでございます。

今の御説明全般に何か御質問等がありましたら、どうぞ。

遠山専門委員どうぞ。

○遠山専門委員 1 つは非常に細かいことですが、55 ページの「耐用」の「用」の漢字が間違っていますので、公開される場合には直した方がいいということが 1 点です。

2 つあるんですが、1 つは、利害関係の問題なんですけれども、やはり研究者はどうしても自分の研究の成果というか、それが利害に関係するわけで、どうしてもこういう専門調査会だと自分自身の専門の領域の仕事で、かつ場合によって自分自身の研究を引用せざるを得ないし、場合によっては意見の違う人の論文をどのようにするかというときに、利

害の対立のようなものが起こりますので、そこは難しい問題だと思うんですが、何か報告をまとめるときに、今までになさってきたように、意見の異なる立場の方を参考人として呼ぶなり、それなりの保障をすることをどこかで明記をするなりしておいた方がよろしいんじゃないかというのが1点です。いわゆる業界などの意味での利益ということとは少し性格が違うかもしれませんが、それが第1点です。

第2点は、つい最近メチル水銀の評価を決めたときに、NHKの「クローズアップ現代」で報道がなされて、私は知人からかなりアップで顔が出ていたという連絡があって、元気にしてよかったね、ぐらいの話だったんですが、それはちょっと別にしまして、ただリスクコミュニケーションという立場で、もし取材があったりすれば、勿論できるだけわかりやすく専門的な立場でお答えをしようと、そういうスタンスではいるんですが、今回の例でいいますと、恐らくこういう頭取りのときのビデオを使って、写真を撮って、それが1つあって、あと恐らく公開された議事録の中の私の発言だと思うんですが、そこを一部抜き取って、そして報道するというようなことがなされたようなんですが、私自身、実はまだちゃんと見ていないものですから、正確にはわからないんですが、そういうことをする場合には、本人にある程度事前に確認をするぐらいのことはしていただきたいかなというのが感想であります。

ですから、公開するのはいいんですが、公開したものを使うときに、コピーライトではないですが、「食品安全委員会」がコピーライトを持っていたいて、少なくとも記者なりの方の見解として何か言われる分には全然構わないんですが、顔写真まで出してかぎ括弧付きのような感じで発言ということで出されますと、議事録の場合ですと、お互いに言ったり、質問があって回答したりしている中で、部分的に若干ニュアンスが違った面にとらえられることもあるので、今回の場合は特別大きな問題はありませんが、今後の問題として、先ほど座長が言われたように、カドミウムの問題など、かなり大きな問題もあるので、ちょっと御配慮いただきたいと思います。

それを場合によっては、明文化しておいていただいた方が将来的にはいいのではないのかなという感想を持っています。

○佐藤座長　ありがとうございました。

今、遠山専門委員からあった話は、2つともかなり大きな意味合いを持つだろうと思いますけれども、すぐ事務局に答えてくださいというのも大変だと思いますが、追加の御意見はありませんか。

確かに研究者同士で見解が違ったりするときは、相当慎重にやらなければいけないんだ

ろうと思います。例えば、そういう方々も呼んでヒアリングというかレクチャーしてもらうとか、そういう配慮が必要だろうと思います。それを運営要綱か何かに書けますかね。そういうつもりであることはあるんですけども、多分事務局もそうでしょうし、専門調査会の先生方の御意見としても恐らくそういうことになるだろうと思いますけれども、これはすぐには難しいかと思うんですけども、そういう御意見があったということで、何かございますか。

○増田課長補佐　まず、1点目の意見の対立する人の件なんですけど、この辺については、いろいろとやり方はあると思いますので、評価していく中で、参考人として呼ぶという方法とか、それから学会に意見を聞くとか、いろいろと方法はあると思います。

そういった中で、どういう意見が出てきたとか、そういったことを評価書の中に書き込んだりするということは可能なんではないかとは思いますが。

あと、NHKのものなんですけど、この辺は我々の方からもしっかりとNHKの方々にお願いするというようなことで対応するのかなと。

ただ、その辺については、ここだけの問題ではなくて、事務局の中でまた検討しなければならぬようなことかなと思いますので、その御意見については、皆さんで認識して伝えておきたいと思います。

○佐藤座長　私も「クローズアップ現代」は見たというか、たしか私と津金先生がインタビューされて、それはインタビューが撮られたものが流れていたんですが、遠山先生と大前先生については、多分頭撮りで撮った写真にナレーションがかぶさるような形で御発言があったんです。そういう形の報道というのも勿論あるんでしょうけれども、あとで遠山先生から全然知らなかったというようなことは、やはりその辺は本人の全く知らないところでそういうふうになるのも問題かなという感じがしたんですけども、何か津金先生、前の話でもいいですけども、御意見はございますか。

○津金専門委員　先生の話に関しては肖像権の問題で、そこら辺は事前に許可が要るんですかね、よくわからないんですけども。あとマスメディアがつくる情報に関しては、とても我々はコントロールできないというか、本当に難しいですね。そこでは実際に言っている言葉なんだけれども、つなげると全然違うことを言っているように見えてしまうということになるから、それは本当に困ることなので、最近、我々は自分たちのホームページを持って、あくまでも自分たちの見解というか、自分たちの主張をなるべく情報発信するようにしました。そういう場ができたので、比較的よかったなと思います。

最初の点なんですけれども、scientific conflict of interest という問題だと思うん

です。普通の経済的な conflict of interest ではなくて、scientific conflict of interest という問題を指摘されたと思うのですが。

今、たまたま I A R C のモノグラフという、発がん性のハザード評価をするためのプログラムの前文というかプレアンプル (preamble) というんですけれども、その改訂を行うという作業を行ってまして、たまたま私はその委員で 5 月から参加していて、また 12 月に、もう一回最終的に決めるというワーキンググループが行われるんですけれども、やはりそこでも非常に conflict of interest に対する明文化というものが一番重要な話題になっています。勿論、いわゆる経済的な scientific じゃない、conflict of interest に関してはきちんと前文に明文化する方向で討議されています。実際、われわれもミーティングの前にデklarレーション (declaration) して、それからミーティングの初めのときに、もう一回デklarレーション (declaration) をアップデートしてと、2 回デklarレーション (declaration) をする機会を果されています。

デklarレーション (declaration) に関しては、ワーキンググループが始まる前にみんなにディスクローズ (disclose) し、それから終わったときに、モノグラフとして出版されるんですけれども、そこに conflict of interest に関してもデklarレーション (declaration) をきちんと明記すると改訂プレアンプルの草案では記されています。

それから、scientific conflict of interest に関しても、ワーキンググループのメンバーを選ぶときに、balance of scientific view ということで、そこを考えて人選をするということが草案では明文化されています。

それから、すごく scientific conflict of interest があるということは、非常にジャッジとか、エバリュエーション (evaluation) にものすごく影響を与えるので、そういう人はグループに入れない方がいいんじゃないかという意見もあったんですけれども、やはりその人がそのことに関しては一番よく知っている専門家であるということから、その人を除くということとはできないだろうということで、勿論その人は入れるんですけれども、ただ、インディビジュアル (individual) の研究に関するテキストを書くときのドラフティング (drafting) には当事者は関わらないということがプレアンプル (preamble) には明記しようというようなことが、今、ディスカッションされています。

あと、ボーティング (voting) にも参加しないということになるかと、そこも今、ディスカッションされています。ボーティング (voting) というのは、最後にエバリュエーション (evaluation) するときに、意見がわかる時は多数決でボーティング (voting) するんですけれども、そこには参加しないということです。そういうことを草案には書いていま

す。

○佐藤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○遠山専門委員 今、津金先生から肖像権の問題ではないかと言われたんですが、確かに肖像権の問題もないわけではないですが、そちらよりは議事録のある部分だけ抜き出して、今、ナレーションがあったということなんですが、ナレーションを付けて発言するというのであれば、当然当事者に事前にチェックを求めるべきであって、むしろ私は肖像権以上に、後の方の議事録の一部分だけを抜き出してナレーションを付ける方が、むしろ大きな問題だろうと思っています。

ですから、肖像権、顔とナレーションとをくっつけてというところが一番の大きな問題だろうと思います。一応、確認です。

○佐藤座長 津金先生からいろいろIARCのお話を追加していただきまして、ありがとうございました。

IARCというのは、伺うところによると、結構最後のところは厳しいらしくて、それこそ本当に最後にボータイング(voting)というか、あれは挙手でやるんですか、それとも何か投票するんですか、挙手ですか、それでやって何対幾つで、1つ多いからこれは発がん物質にしようということもあるらしいんです。そういう厳しいところと、「食品安全委員会」は、少なくともこの2年間の経験では、我々の調査会はそういうことをやったことはなくて、一致してやらせていただいていたわけですけれども、若干違いがあるかと思いますが、そういったものも参考にしながら疑念が生じないような運営を我々自身も気をつけるとともに、事務局あるいは親委員会の「食品安全委員会」の方からも御指導いただければと思います。

あと、遠山先生がおっしゃっていたようなマスコミの取材というのはなかなか難しく、写真を撮られるのも、こういう立場にいとある意味では公人というんですかね、そういう立場になるのかなという気もするので、必ずしも肖像権があるのか、ないのか、プライバシーの時間をとられるわけではないので、その辺もなかなか難しいんですけれども、これも我々の専門調査会だけの問題ではないので、事務局でも御検討いただいて、変な形で情報が流れることがないように。

それから、津金先生がおっしゃっていたホームページというのは、かなり有効というか、自分たちが直接発言できるという意味では、今、非常に新しいツールかなという気がいたします。

これから、機会があるごとにディスカッションをしていくことになると思いますけれども、今日はこの辺にしておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○津金専門委員 いわゆる conflict of interest というのは、非常に重要な問題で、化学物質などの健康影響評価に関するエバリュエーション(evaluation)をする際などに、評価結果において利害が絡む企業などから研究費などをもらった人が参加し、重要な役割を果していたりすると、中立性が保てないのではないかと懸念があり、その結果にも疑念を生じさせます。やはり今後、中立な立場で科学的に評価するという我々の「食品安全委員会」においても、そういうことをきちんとやっておかないと、後で問題になる可能性があるので、それだけはきちんとしておいた方がいいと思います。やはり、事務局に申し出ればいいという話は、申し出なかったら罰せられるという縛りがあれば別ですが、やはりないならない、あるならあるというデklarेशन(declaration)を一つの審議マター(matter)毎に、始まる前にすべきじゃないかと私は思います。

○佐藤座長 そういう話は、津金先生から前々からいただいていた、資料なんかも事務局には渡してございます。やはり情報公開というか、ディスクロージャー(disclosure)というか、我々にとってはデklarेशन(declaration)ということになるのかもしれないけれども、あることはあるではっきりさせて隠さないということは、やはり大事だろうと思います。

では、この問題は、まだ大きな問題ですし、議論する機会があると思うので、この辺にさせていただきたいと思うんですが。

それでは、続いて議題の4の「審議状況と今後の審議の進め方について」を事務局の方から御説明をお願いいたします。

○増田課長補佐 では、次の議題に入らせていただきます。

それでは、まず、配付資料の2がメチル水銀の食品健康影響評価についての一連の書類になっております。資料2-1から、メチル水銀の評価の審議の経緯から始まりまして、2-2が厚生労働省からの諮問の文書、それから2-3が当調査会における評価書ということで、これを厚生労働省の方にお返ししております。

それから、資料2-4ということで、意見募集の結果、それから資料2-5ということで「妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項」ということでございます。

メチル水銀でございますが、平成16年7月、厚生労働省から「魚介類等に含まれるメチル水銀について」というような諮問を受けまして、同年の9月から本調査会において6回に及ぶ審議をいたしました。

平成 17 年 6 月 8 日の第 6 回目の調査会におきまして、評価書（案）を御審議いただきまして、専門委員の皆様方の承諾を得たということでございます。

その後、評価書（案）なのですが、6 月 23 日に委員会に報告されまして、7 月 22 日までの 1 か月間パブリック・コメントの募集が行われることになりました。

最終的に 17 通の意見が寄せられまして、それが資料 2 - 4 でございますが、意見の対応について皆様方と相談した上で「汚染物質専門調査会」座長名で 8 月 4 日に委員会に報告し、当日付けで厚生労働省に答申したということでございます。その成果をここにお配りしております。

この内容につきましては、本委員会のホームページ上にも公表しているという状況でございます。

特に資料 2 - 4 におきまして、意見は 17 通ですが、件数で言えば、これだけ来たということです。意見としましては、なぜ、今、食品健康影響評価が必要なのかとか、それからフェロー諸島とセイシェル諸島の研究データではなく、日本のデータで評価すべきではなかったのかと。それから、今回の評価書と J E C F A の評価、J E C F A が 1.6 という耐容摂取量に対して、今回の評価では 2.0 ということで、その辺の違いがどういうことなのか。それから、なぜ乳児、小児がハイリスクグループに入らないのか。それから風評被害を防止してほしいといったような御意見が多かったということでございます。

また、その後、パブリック・コメントの募集と並行しまして、7 月 14 日と 19 日でございますが、東京と大阪におきましてリスクコミュニケーションを行っております。リスクコミュニケーションを行っている際にも同じような御質問、御意見が来ております。こういったリスクコミュニケーションによりまして、食品健康影響評価についての消費者の理解、こういったものを得ることに、我々としても努めていったということでございます。

リスクコミュニケーションにおきましては、当専門調査会におきましては、佐藤座長に御出席いただきまして、評価の方法について御説明いただきました。その辺に関しましては感謝しております。

それから、なお、委員会の答申を受けました厚生労働省でございますが「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会」の審議を経まして、11 月 2 日でございますが、配付資料の 2 - 5 に示しましたように「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」を公表しております。

厚労省の方でも、今回、これを出すに当たりまして、パブリック・コメントをして、それからリスクコミュニケーションも行った上で、11 月 2 日にこれを発表したということで

ございます。

それとはまた別なんですけれども、現在、メチル水銀の評価書でございますが、ここですと、2 - 3 の評価書なんですけれども、これにつきましては、今、海外に向けて情報を発信するということで、例えば来年の6月にJ E C F Aが開催されまして、その際にハイリスクグループについての検討がなされるということもありまして、そのデータコールが今来ております。

その辺も踏まえまして、海外に向けて情報を発信するということで、今、事務局において英訳の作業を進めさせていただいております。その辺、佐藤座長を始め、皆さんの御協力を得てやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

メチル水銀の関係ですが、厚労省が注意事項を発信したということで、一応、これである意味では作業自体は終わったのかなと思っておりますが、その中で特に大きな混乱もなく、ここまで進められたということで、委員の皆様方の御尽力があればこそと思っております、大変感謝しております。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

以上が水銀に関する報告でございます。

○佐藤座長　ありがとうございました。

それでは、今のメチル水銀の評価書、その後の動きについての御報告について、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

私の感想になるかもしれないんですけれども、評価書をつくるというのも結構大変だったんですけれども、その後、リスクコミュニケーションというか、それを定着させるという作業も結構大変なんだということを実感いたしました。それについては、親委員会の方の先生方も本当に御尽力いただいたと感じております。

それでは、次に進んでもよろしいですかね。

次は清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価について、これも事務局の方から御説明をお願いいたします。

○増田課長補佐　本件につきましては、第1回会合において、平成15年10月だったと思いますが、その諮問内容について、それから第2回会合、その年の12月だと思っておりますが、審議方法について御審議いただきまして、第3回会合におきまして、塩素酸とジクロロアセトニトリルの2物質、それから第4回会合におきましては、塩素と抱水クロラールの2物質の審議を行っていただいているという状況です。

これは前回から水銀の評価を挟んでいるということもありまして、時間が経過しており

ますので、まずは復習を兼ねまして、審議状況について御説明したいと思います。

資料３－１を御覧ください。後ろの方です。水銀の後の方です。

まず、諮問書ということで、厚生労働省から平成 15 年 7 月 1 日に諮問が来たということでございます。

めくっていただきまして、３ページを御覧ください。

これが厚生労働省が「食品安全委員会」に諮問してきたときの説明資料です。これは第 1 回のときにも御説明したんですが、一応、この場でも御説明させていただこうと思います。

まず「１ 厚生労働省におけるこれまでの検討状況」ということでございますが、ミネラルウォーター類の消費が増大してきていると。それから「ＦＡＯ／ＷＨＯ 合同食品規格委員会（コーデックス委員会）」でございますが、ここにおきましてナチュラルミネラルウォーターとボトルド／パッケージドウォーターの規格が設定されてきていると。ここで言うナチュラルミネラルウォーターというのが、無殺菌、無除菌のものでございます。

一方で、ボトルド／パッケージドウォーターというのは、加熱殺菌等の処理がなされたものということでございます。こういったものの規格基準の設定がコーデックス委員会で行なわれていると。それから水道法の水質基準の見直しで、その時点の中で行われていたと。水道法の水質基準につきましては、平成 15 年 5 月 30 日に改正された新しい基準が出ていくという状況です。

こういった状況の中で、平成 14 年 10 月に「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会」の方で清涼飲料水の規格基準の改正について検討を始めたということでございます。

もう一回 11 月に 2 回目の会議を行って、10 月と 11 月の 2 回の審議の中で、化学物質に係る基準について対象を原水から製品とすること。現在のミネラルウォーター類の基準では、その対象が原水の基準となっております。しかし、この原水の基準から製品の基準にしていくということ。

それから、ミネラルウォーター類の加熱等の処理がなされたものと、無殺菌、無除菌のものの 2 つに区分して管理していくということの検討を進めてきたわけでございます。

そういった中で、基準設定に当たりましては、水道法の水質基準、平成 14 年といいますと、恐らく水道法の水質基準に関しては検討が進められて議論されていたというような状況にあります。それと、ＷＨＯの飲料水ガイドラインの改正の状況といったものを踏まえて検討していくということとされておりました。

そういった中で、平成 15 年 7 月 1 日に「食品安全委員会」が発足したということで、同日付けで清涼飲料水の規格基準の改正についての諮問が行われたということでございます。

国内外におけるミネラルウォーターに関連する規格基準ということで、資料 3 - 2 の裏側を見ていただきたいと思います、水道法とコーデックス規格の比較があります。

まず、日本におきましては水道法の基準がございまして、その中でここにあります 47 物質が管理されているような状況です。

一方で、コーデックス規格ということで、ナチュラルミネラルウォーターにつきましては、ここに書いてありますように、13 項目についての基準が設定されております。

それから、ボトルド / パッケージドウォーターについては、更に幅広にこれだけの物質についての基準が設定されているということでございます。

今回「食品安全委員会」の食品健康影響評価について意見を求めたのが 48 物質あるというわけですが、まず、水道法の水質基準と水質管理目標として設定されているものが 47 物質あります。この 47 物質とナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックスの規格基準が 16 物質あるんですが、その中のバリウムが 1 つ重複しておりますので、水道基準の 47 物質とナチュラルミネラルウォーターの基準の中で水道法の基準と重複していないバリウムを入れた 48 物質についての諮問がなされたということでございます。

こういった中で、第 2 回会合におきまして、効率的な審議を行うということが必要ということでございまして、安藤専門委員、千葉専門委員、広瀬専門委員、前川専門委員からなります小グループにおきまして、新しい知見の整理を行って、評価書（案）をつくった上で専門委員会に上げる作業を進めてきていたわけでありました。

そういった中で、第 3 回会合におきましては、塩素酸とジクロロアセトニトリル、第 4 回会合では塩素と抱水クロラールにつきまして、評価書案ができたということで「汚染物質専門調査会」で審議がなされております。

そういった中で、不確実係数に関して共通の考え方を整理すべきではないか、といったような意見が出まして、もう一度再検討するようにというようなことでございました。

それから、調査審議の順番についても、その際に知見を収集し終えたもので、ある程度そろったものから順次着手するとされてきたところでございます。

その後、専門調査会におきましては、メチル水銀の審議を行っていたわけなんです、その間も小グループにおきまして、その作業を継続しておりまして、既に審議をしている途中の 4 物質を含めまして、現在までに 14 物質についての知見の整理を行いまして、ある程度の評価書（案）が作成されて、専門調査会における調査・審議を待っているというよ

うな状況になっております。

審議状況は以上なのですが、評価書（案）の作成に当たりまして、これらの 48 物質の中におきましては、遺伝毒性や発がん性を持つ物質もあり、それから調査・審議を行う場合には、実験動物の発がん性や遺伝毒性の専門家の意見を聞く必要があるんじゃないかというような意見が小グループから出ているというような状況もあります。

それから、本調査会におきましては、恐らく今後カドミウムの審議を進めていくということになっておりまして、そうしますと、清涼飲料水の審議が更に遅延してしまうというようなことが事務局として少し危惧されております。

こういったことを踏まえまして、今後の審議の進め方につきまして、皆様方に御相談できればと思っております。

以上でございます。

○佐藤座長　ありがとうございます。

2 年前に始めたことで、途中でメチル水銀の審議で中断というか、調査会本体としては中断していたことの御報告だったわけです。

ただ、その間も小グループの方では前川先生を中心に検討を続けていただいております。

今、少し審議のやり方について事務局の方から御相談できればということだったんですが、小グループの方を代表して前川先生の方で何か御意見というか、御追加というか、そういうものがありましたらお願いいたします。

○前川専門委員　今、事務局の方から御説明がありましたように、効率的にということでは小グループに分かれて検討してきたわけです。これから具体的にいろいろな残りのたくさんの物質が入ってくるかと思えますけれども、これらの物質の中には動物でのデータではございますけれども、発がん性とか、あるいは遺伝毒性を示すような物質がかなりあるということでもあります。

そういうものがありますと、T D I を決めるとか、あるいはその他を決めるのにもいろいろな問題があり、そういう正確な評価、あるいは公正な評価をするためには、やはり複数の委員がいる場で検討するのが必要じゃないだろうか。この専門調査会もそうですけれども、小グループの中で、特に実験動物の発がんとか、遺伝毒性を専門とするのは私、勿論、特に私自身は遺伝毒性の専門家ではないということもありまして、遺伝毒性の専門家は逆にいないというような状態でありますので、やはりそれを複数の専門委員を加えた形のワーキンググループにさせていただければ、ということは前から事務局の方にもお願いしていた経緯がございます。

そういう意味で、広げた形の合同ワーキンググループみたいなものができれば、より正確に評価ができるんじゃないかと思っています。

○佐藤座長 ありがとうございました。

ただいま前川専門委員から、もう少し立場の違う専門家を入れたワーキンググループのようなものが必要ではないかという御意見があったんですけれども、確かに調査会本体としてはカドミウムの審議をやらなければいけないだろうと思いますし、それとは別個に清涼飲料水の方の審議も一番最初にいただいた諮問なので、ただし 48 物質という膨大な数があって、初めに諮問をいただいたときには、これは一体どうなるんだろうと思ったぐらいだったんですが、それも進めなければいけないということで、別立てのワーキンググループという御提案だったと思います。

事務局の方で少し具体的にお考えがあるように聞いているんですけれども、その説明をしていただけますでしょうか。

○増田課長補佐 それでは、資料 3 - 2 になります。

「汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について（案）」ということで、清涼飲料水の規格基準（汚染物質）ということで、これは農薬と汚染物質があるわけで、その汚染物質の分についての改正に係る食品健康影響評価の進め方ということで作らせていただきました。

まず「1 経緯」なんです、これは先ほども説明いたしました、平成 15 年 7 月 1 日付けで厚生労働省から諮問があり「汚染物質専門調査会」で審議することとされております。

（2）でございますが「汚染物質専門調査会」では、本件の効率的な審議を行うため、情報収集の進んだものから、小グループにより評価書（案）を検討した上で専門調査会に提案することとされておりました。

そういった過程の中で、発がん物質の取扱い等について汚染物質専門委員以外の専門家の意見を参考にする必要があるとの意見があり「汚染物質専門調査会」と発がん性、遺伝毒性の専門家のいる「化学物質専門調査会」の協力を得て審議することが適当と考えられます。

こういったことから「汚染物質専門調査会」及び「化学物質専門調査会」の合同専門調査会により審議を行うことと考えておりますが、合同専門調査会を開催して審議する場合には、専門委員の人数が多いということもありますので、効率的な審議が困難であると考えられます。

こういった事情を踏まえまして「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」において、毒性、分析、発がん性、遺伝毒性の専門家からなります合同ワーキンググループを設置して審議することとしたいと考えております。

「２ 運営」でございますが「（１）合同ワーキンググループ（ＷＧ）の設置」ということで「汚染物質専門調査会」及び「化学物質専門調査会」両調査会の下に、毒性、分析、発がん性、遺伝毒性を専門とする専門委員の合同キンググループを設置するということでございます。

「（２）合同ワーキンググループ（ＷＧ）の構成」でございますが、合同ワーキンググループにつきましては「汚染物質専門調査会」、それから「化学物質専門調査会」に属する専門委員から構成すると。

それから、合同ワーキンググループの専門委員につきましては互選により座長を置き、座長が議事をつかさどると。

また、座長が必要と認めた場合には、専門委員以外の有識者に参考人として参加を求めることができるとしております。

「（３）評価結果の取り扱い」ですが、合同ワーキンググループの評価結果につきましては「汚染物質専門調査会」「化学物質専門調査会」に報告を求めるとともに、求めに応じ、「食品安全委員会」に説明するというような形での対応になっております。

こういった形でワーキンググループで公開の場で審議していくということでございますが、小グループで行っております知見整理の作業については引き続き進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

そうしますと「化学物質専門調査会」との合同のワーキンググループというものを設けて、そこで検討を進めたいということだろうと思います。

ただいまの御提案について、何か御意見あるいは御質問等ありましたら、どうぞ。

遠山専門委員、どうぞ。

○遠山専門委員 ２点ありますが、１つは今のに直接関係ないんですが、資料３－１の３ページに資料１と書いてあるところなんですが、確認ですが「１ 厚生労働省におけるこれまでの検討状況」のところで、上から８行目なんですが、よろしいですか。

○佐藤座長 資料３－１にとじ込んであるものの手書きの数字で３、右肩上に資料１と書いてあるものです。おわかりですか。

○ 遠山専門委員 「１ 厚生労働省におけるこれまでの検討状況」の８行目の「対象を原水から製品とすること」というのは、原水から製品すべてを含むという意味ですか、それとも原水ではなくて、製品に変えるという意味ですか、どちらですか。

○ 増田課長補佐 こちらは後者の方で、現在の清涼飲料水の規格基準の中にミネラルウォーター類という項目がございまして、今の管理状況としましては、原水の基準を設けて製品を管理しているという状況でございます。その辺は原水を管理するのではなく、最終的な製品を管理しようという考えがあると聞いております。

○ 遠山専門委員 わかりました。

２点目は、特にこのワーキンググループといいますか、これを担当されている専門委員の方は大変だろうと思うんですが、基本的に、製品の中に含まれるすべての四十数物質を対象とするというときに、個々の物質に関してのリスクを評価するというのが、今まで少なくともこの場でやってきたことなんですが、これをトータルとして評価をするということとを諮問されているわけで、これはどういうふうに進めるかというのは、かなり考えてやらないと、つまり個々の物質に関してマックスのレベルを決めておいて、個別に管理をするというんだったら、個別に個々の物質を一個一個ＴＤＩを決めていくということになりますし、そうでなくてすべてのものが、例えばＴＤＩの２分の１だけれども、それが四十何物質か全部２分の１だったというときのリスクはどうなのかという意味で、それも含めて製品としてのリスク評価をしるということになると、これは今、簡単にできるということにはならないんじゃないかとも思いますし、多分個別にするんだということなんだろうと思うんですが、そこだけは初めに確認をされておいた方がいいと思います。

もう一つは、化学物質だけではなくて、農薬も含めて合同ワーキンググループをつくるのであれば「化学物質専門調査会」と「汚染物質専門調査会」に加えて、場合によっては「農薬専門調査会」も入った方がバランスはいいのではないかと思います。その２点です。

○ 佐藤座長 では、後の２点について事務局の方からお願いします。

○ 増田課長補佐 まず、４８物質についてなんですけれども、これは厚生労働省からは個別にそれぞれ一つひとつの物質についてのＴＤＩの設定なり、ＴＤＩ設定の可否、こういったものについて求められているということでございますので、現状としては、我々としては個々の物質のＴＤＩの設定ということを目的に作業を進めているということでございます。

それと、あともう一つの農薬の方なんですけど、これも「農薬専門調査会」の方で、これは別途審議しておりまして、我々としては、汚染物質は汚染物質として、農薬は農薬

としてやっていこうというような考えで進めさせていただいております。

そういった中で、整合性とか、そういったことに関しましては「農薬専門調査会」なりと相談して進めたいと考えております。

○佐藤座長 遠山専門委員、よろしいですか。

○遠山専門委員 私個人は、別にそれはそれでわかるんですが、個別に一つずつとなると、期限もある程度限られている話でしょうし、カドミウムでもかなり時間がかかっているわけですから、私も責任があるんですが、ほかの物質に関して、既に決まっているT D Iを用いるというようなことで進めるのであれば、比較的短期間でできると思うのですが、個々にすべてT D Iを上から順番に埋めていくということになると、かなり膨大な作業になると思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○國枝評価課長 今、遠山先生からお話があった件ですけれども、今回のそもそもの厚生労働省からの諮問というのは、水道法の審議の際に、水道法の中での規格基準、これは管理項目も含めてですけれども、それと、いわゆる実際のミネラルウォーターとの差がそもそも発したもののなんですが、確かにかなり项目的に非常に多くて、それで既に4品目、それから10品目についても既に評価書(案)を作成しているところですが、実際にはまだ三十幾つぐらい残っているところでもございます。これはワーキンググループができた段階において、この表の中に書いてございますけれども、この部分を埋めるという形の作業をして、その中で実際のT D Iを求めるとか、安全性の評価を行うというわけですが、多分このままやるとかなり時間的にもかかるということもありますので、ワーキンググループ、あと厚生労働省とも意見交換をしながらプライオリティーをつくりながら計画的に、かつ効率的にやっていく方法については、少し考えなければいけないのかなと考えています。

あと、農薬の件については、先ほど担当補佐から話がありましたように、ポジティブリスト導入ということで非常に膨大な作業が別途ございまして、このポジティブリストの暫定基準が、11月29日に告示されたんですけれども、この中で三十数品目については、ミネラルウォーターの中に暫定基準という形で、実際には先行して基準が設定されたということがございます。

それで、これはポジティブリスト全体の中でどういう形で整理するかという問題と、35品目については既に先行して暫定基準が設定されたことについてどういうふうに整理するかというのは、また別途検討しなければいけないと思っています。

あと、ポジティブリストの評価体制を図る中で、遠山先生からお話があった、場合によ

っては3つの専門調査会、一緒にやったらどうかという御意見については、少しまた整理をしていかなければいけないと思いますけれども、とりあえずは汚染物質と化学物質の方で諮問されている部分についてワーキンググループをつくったらどうかと考えております。たくさんある品目についてどのように対応するのかの話は、ワーキンググループの中で一体どういう形でのプライオリティーづけでやっていくかというのを御議論いただく必要があるのかなと考えております。

○佐藤座長 よろしいですか、遠山専門委員。

○遠山専門委員 はい。

○佐藤座長 遠山専門委員から定義があった複合影響の話というのは、いつでも複合曝露というんですかね、その影響というのはいつでも我々に突き付けられた問題だろうと思うんですが、なかなか解決がつかないんですけれども、「食品安全委員会」の方でも研究事業みたいのがあるので、そういう中でも取り上げていただければいいかなと思うんですけれども。

それでは、そのワーキンググループをつくって、どういうふうにするのかというのは、またその中で検討していただくことになるんですけれども、合同のワーキンググループをつくって検討するということは、よろしゅうございますか。

このメンバーは、恐らく「汚染物質専門調査会」からは、小グループを構成していただいた先生方をお願いするんだろうと思いますけれども、そういうようなことで、合同のワーキンググループをつくっていただくということは、この「汚染物質専門調査会」で了承されたということにさせていただきたいと思います。

これは親委員会の方で多分お決めいただくことになると思いますので、そちらの審議を待って発足ということになると思います。小グループの先生方は、今後も大変な作業が続くかと思いますが、是非よろしく願いいたします。

○増田課長補佐 ありがとうございます。今後の予定ですが、「食品安全委員会」におきまして「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」で調査・審議を行うということを決断していただきまして、「化学物質専門調査会」の承認を得た上で合同ワーキンググループを立ち上げたいと思います。よろしく願いいたします。

人選につきましては、両座長に相談して決定する予定ですので、よろしく願いいたします。恐らく、先ほどの座長からお話がありましたように、小グループの先生方ということになると思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤座長 ちょっと先走った発言をしたみたいで失礼いたしました。

安藤先生どうぞ。

○安藤専門委員 先ほどの遠山先生のお話で、2つのことについて私の考え方を申し上げます。

いわゆる個別審議で一つずつつぶすかということ。もう一つはトータルとしてやるかと。

そうすると、結局、水の中に入ってくる、いろいろな汚染物質についてやるわけですので、やはり個別が妥当かなという気がしているということが1つ。

もう一つ、農薬のお話がありました。実は農薬については、後ろにもございますように、WHOのガイドラインでも約百ぐらいということです。

では、日本の水道水質基準の農薬はどうなっているんだろうと、こういうことが非常に議論になるということです。実はこれは隠れている話なんです。

隠れているというのはどういうことかということ、水道水は、日本の場合、農薬はTDIを超えることはほとんどないだろう。今回改正する前までは農薬が5種類載っていましたが、それは削除したと。だけれども、こちらで水質管理目標設定項目というのがありますが、そちらに農薬というのがあるんです。そちらに全部トータルとして評価しようという考え方でそちらにしたということなんです。

ですから、いわゆる遠山先生のお話が、あながち「農薬専門調査会」と全然別だということではない。

ただ、そこで問題になってくるのは何かというと、要するに曝露評価ということはこの委員会でやるか否かとそこに引っかかってきてしまうんです。その問題がある。つまり、曝露の問題はここはやりませんよということになれば、水道水、あるいはナチュラルミネラルウォーターの中には、農薬はほとんど入ってこないから、この委員会外だろうとなりますし、そうじゃなくて、トータルとして考えるのなら、曝露評価まで考え、議論しなければいけないと。そういう議論が若干あるだろうということでございます。

ですから、ここでは表向きはない話ではありますが、そういうことは、裏の裏にはないことはありませんよということでございます。

○佐藤座長 わかりました。どうもありがとうございました。

実は、安藤先生からお話を伺おうと思っていたんですけれども、ちょっと別なことを考えていたら、頭の中が飛んでしまいまして大変失礼いたしました。

どうもありがとうございました。

では、次に移ってよろしいですか。

○佐藤座長 それでは、次にカドミウムに係る食品健康影響評価について、一部は少しや

ってきたと思うんですけれども、事務局から説明をお願いいたします。

○増田課長補佐 本件でございますが、第1回会合におきまして諮問内容について確認しております。第2回会合におきまして、論点と今後の進め方(案)につきまして検討しておりますという状況でございます。

本件につきましても、メチル水銀にかかる食品健康影響評価の審議をはさんで時間を経過しているということもありますので、復習を兼ねまして、審議状況について説明させていただきたいと思います。

まず、資料4-1を御覧ください。

これは、第1回の会合のときに配付した資料でございます。まず、一番表側に諮問書がございます。次に、裏側にカドミウム関係資料一覧ということで、厚生労働省が諮問のときに一緒に付けてきた資料でございます。

その次の3ページ目でございますが、ここに「カドミウムについて」ということで資料が来ております。これは、厚生労働省から提出のあった資料でございます。これを簡単にお話ししておきますと、我が国の現行の基準でございますが、これは食品衛生法に基づく基準値があります。これは昭和45年10月につくられた基準値で、玄米1ppm、精米0.9ppmということでございます。

基準値以上のものについては、当然食品衛生法に基づきまして、販売禁止になっているということでございます。

(2)でございますが、国におけるカドミウム米の流通の基準ということで、昭和45年の7月でございますが、0.4ppm以上1ppm未満のカドミウム米については、農林水産省の方で買い入れて、「合板用のり」のような非食用として流通するというので、食品としての流通を制限しているということでございます。

国際機関におけるカドミウム基準等の検討状況ということで、コーデックス委員会において食品の基準値について検討している。これは現在も検討中でございます。

これは平成15年7月現在の状況でございますので、ここでは精米の最大基準値0.2ppmと書いてありますが、これはステップ3の段階でそういうことであったということで、現在はステップ6まで行っております。2年経っておりますので、その中でも0.4ppmということでございます。これは後でまた御説明いたします。

(2)のJECFAにおける評価ですが、これは第16回のJECFAにおいて、PTWIが400~500μg/人/週ということで提案されておまして、第33回、41回、55回会合での評価の結果、ずっとPTWIを維持しております。表現の仕方が変わりました、7

μg/kg 体重/週というような表現に変わっているということでございます。

第 61 回会合が 2003 年 6 月でございますが、これにおきましても、疫学調査結果に基づき再評価を行ったんですが、PTWI を修正すべき十分な根拠は見当たらないということで、7 μg/kg 体重/週が維持されております。

「3 国内での検討経緯」ということで、これは厚生労働省の検討状況なんですが、平成 14 年から「薬事・食品衛生審議会」の方で審議を重ねているという状況です。

こういった中で、これも平成 15 年 7 月 1 日に「食品安全委員会」ができたということで、同日付けで「(1) カドミウムの耐容摂取量」、それから「(2) 現状摂取されているカドミウムの国内における健康影響の有無」について議論してほしいということでございます。

裏に「薬事・食品衛生審議会」における経過について報告がされております。平成 14 年から議論されており、平成 14 年から平成 15 年まで 5 回議論されており、平成 15 年 6 月 25 日にカドミウムの毒性評価に当たっての検討事項というものを整理して、こういった資料が付いて「食品安全委員会」に諮問されてきているというような状況でございます。

次に資料 4 - 2 を見ていただきたいんですが「コーデックス委員会総会における食品中のカドミウムの国際基準値の検討結果について」でございます。

先ほど資料 4 - 1 の資料では、平成 15 年時点のステップ 3 での状況を説明しましたが、平成 17 年 7 月には精米についてはステップ 6 ということで、特に米の基準値については変わっているというような状況です。

コーデックス委員会の基準値につきましては、資料 4 - 2 の 3 ページ目の別紙に示しております。「今回合意されたカドミウムの基準値及び基準値案」ということでございますが、まず、小麦、野菜、こういったものなどにつきましては、現行案を国際基準値としてステップ 8 で最終裁決することとされております。

精米につきましては、原案は 0.4ppm ということで、これを国際基準値案としてステップ 5 で予備採択した上でステップ 6 に進めて引き続き検討するということとされております。

それから、二枚貝と頭足類につきましては、原案 1 ppm を国際基準値案としてステップ 5 で予備採択した上でステップ 6 に進めて部会で引き続き検討するということとございます。

今後としましては、来年の 4 月の部会で更に審議されてステップを上げていくというような形になるのではないかと思います。この辺は、後でまた香山先生にコメントいただければと思います。

次に資料４－３でございますが、調査会審議経過についてまとめてあります。

まずは、平成１５年７月１日付けで厚生労働省から「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」というような諮問が「食品安全委員会」にあったということでございます。

これを受けまして、平成１５年１０月１０日に第１回会合を開きまして、諮問事項であります「１．カドミウムの耐容摂取量」「２．現状摂取されているカドミウムの国内における健康影響の有無」。この２点の諮問内容について確認しております。

それから、平成１５年１２月１０日の第２回会合におきましては、審議の在り方について協議がなされまして、次の資料４－４に示しましたような論点と今後の進め方の案が確認されますと同時に、有害性の検討については、遠山専門委員、代謝モデルについては大前専門委員、疫学総合検討については香山専門委員の３つの小グループに分かれて知見の整理を行うとされておりました。

資料４－４の概要につきましては、資料４－３の「カドミウムの検討にかかるこれまでの経緯」の平成１５年１２月１０日のところに示しておりますが、簡単に御説明いたしますと、まず、ＪＥＣＦＡのＰＴＷＩの根拠について共通認識を取るという必要性があるのではないかとということが言われております。

その際に、根拠とされた尿中カドミウム $2.5 \mu\text{g/gcr}$ を参考としているが、これは妥当かということが１つのポイントとして言われております。ただ、 $2.5 \mu\text{g/gcr}$ の根拠論文というものは、第６１回のＪＥＣＦＡの中で、エージングの検討がなされていないとして審議の対象から除かれたと聞いております。ですから、この辺を注目するかどうかについては、また後での議論になるのかなと思います。

それから、第１６回、５５回のＪＥＣＦＡのＰＴＷＩで用いられた吸収率は妥当かということですが、これも１つの論点となるのではないかと。これは、消化官の吸収率が論文によって吸収率の定義が違うということを勘案して、評価の必要性があるのではないかとというようなことで、第２回のときは説明しております。

（２）としまして、カドミウム曝露によるエンドポイントの特定、重篤度基準の策定ということで、特にこの辺が有害性の検討の部分になっております。

まず１つは、腎臓への影響ということで、 $\beta 2\text{-MG}$ だけで判断するのではなく、複数の指標を用いるべきではないかというようなことも考慮しなければならないのではないかということです。

としましては、カドミウム代謝及び骨への影響ということで、腎機能の影響を惹起し

ない程度のレベルのカドミウム曝露によって骨への影響があるのかどうかということもポイントになるのではないかと思います。

としましては、生命予後への影響ということで、神経発達及び神経行動への影響などということで、このほか、内分泌かく乱も含めて検討対象となるのかどうかということも議論の一つになるのではないかと思います。

(3) としましては、カドミウム代謝についてということで、カドミウム摂取量と腎における蓄積量の評価ということで、代謝モデルの検討が必要かということです。

(4) としましては、疫学的視点から耐容摂取量の設定をするということで、これは第61回JECFAでもこういうことが言われているという中で、こういった中で疫学的なリスク評価というのが必要なのではないかということが論点として挙げられております。

現状摂取されているカドミウムの国内における健康影響の有無という点につきましては、1つにエンドポイントの検討ということで、カドミウムにおける有害影響の定義と、それから有害性指標の検討、こういったものを前提にしなければいけないということ。

それから、現状のカドミウム摂取における国内データを見ていかなければならない。ある意味では曝露評価をこの中ではやらざるを得ないということが言われております。

このような論点に基づきまして、資料4-4の3ページのところに「II. 今後の進め方」ということでまとめ上げております。JECFAにおける評価に対する認識ということで、「JECFAの耐容摂取量の基となる現在有効な科学的根拠等の状況を整理」ということです。これは、論点の1の(1)に相当する。

それから「2. 耐容摂取量の設定」につきましては、作業グループを編成し、入手可能な科学的知見の整理を行うということで「有害性検討[論点1の(2)]」「代謝・モデル検討[論点1の(3)]」「疫学・総合リスク評価[論点1の(4)]」ということで3グループに分かれて検討するというので、先ほどもちょっとお話に出ましたが、有害性検討については遠山先生を中心とするグループ、それから代謝・モデル検討につきましては大前先生を中心とするグループ、疫学・総合リスク評価については香山先生を中心とするグループ。これらについて、まずは知見の整理を進めるということでございます。

その後、3番にありますように、現状摂取されているカドミウムによる国内における健康影響の有無ということで、有害性の検討ということと、現状の日本人全体の曝露評価がなされた後、総合的な観点から検討を行うというような進め方となっております。

次は第3回会合におきまして、小グループの作業の進捗状況について報告が行われております。その後、本調査会におけるカドミウムの審議は行われておりませんが、小グルー

プの作業そのものは進められておりまして、現在、香山専門委員の小グループで全体のとりまとめ作業を行っているということでございます。

カドミウムの報告案の項目立てについては、現在、資料４－５のようになっております。一番最後のページの資料でございますが、報告書（案）ということで、とりあえず項目立てをしております。

これは、ＩＰＣＳの項目を参考にしております、その番号を直接引きずっております、１番、７番はないんですが、ＩＰＣＳの１番というのはサマリーであるので関係ないと。それから、７番に関しては実験動物の関係ということが多少書かれているということなんですが、実験動物に関してはあまり参考にならないのではないかということで、この報告案の中では抜いてあります。

こういった中で、例えば物理化学的特性とか、ヒトへの曝露源、それから環境中の分布変化については、ＩＰＣＳの内容を参考に事務局の方で報告書（案）を作成すると。あとは、環境濃度、ヒトへの曝露、この辺につきましては遠山先生のグループ。

それから、６番の代謝につきましては大前先生のグループ。

８番のヒトへの影響ということで、これにつきましては、特に急性影響、慢性影響、遠山先生のグループで行っております。

８．３の曝露指標及び影響指標による臨床及び疫学調査に関しては香山先生のグループということでございます。

９番の食品健康影響評価につきましては、香山先生を中心に総とりまとめをしていただくと。９番までが、ある意味では科学的知見の整理ということになるかと思います。

その科学的知見の整理を行った上で、１０番にありますような結論を導いていくということになるのかなと思います。

以上が本調査会におけるカドミウムの現状の審議状況でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

一番初めに始めた仕事だったと思うんですけども、途中でメチル水銀の審議が入ったりして、頭の中で忘れてしまった部分もありますので、復習していただいたわけですが、当初にコーデックスで米の中のカドミウムは０.２ppmになりそうだという話もあったんですけども、それが今のお話だと０.４ppmでステップ６にあるということなんですけれども、この辺について、ちょっと香山先生、コメントはありますか。

○香山専門委員 コーデックスの基準を決めようという前に、ＪＥＣＦＡでこの議論が進んでまいりました。第５５回のＪＥＣＦＡで、尿中カドミウム ２.５ μg/gcr を一番腎機能

障害が起きないレベルであるということで、そのシナリオで議論が進んでいたわけですが、その中からいろいろな検討課題というものが提案されてきました。

それで、先ほど事務局から説明がありました、資料４－４の論点について、特に ．１（２）の ～ については、直接第５５回のＪＥＣＦＡでこういうことを確認しないといけないということが要請されたものであります。

ですから、第５５回のレベルで、こういうことがまだはっきりしないのでということで、個々にまだ残っております。

それで、第６１回のＪＥＣＦＡで議論が行われまして、疫学調査のデータを参考にして議論が行われまして、現状維持ということが決まり、更にコーデックスの委員会のＣＣＦＡＣから曝露評価をするようにということ。そして、それぞれ違った食品の基準案を１つ低いもの、３つぐらいの基準のレベルを採択した場合に、曝露量がどのように変わるかということの評価をするようにとして、ＪＥＣＦＡに要請があり、今年の２月にローマで開かれたＪＥＣＦＡで評価が行われました。

日本は、この調査のために農林水産省が集めた３万点以上の米のデータを提出したり、その他の食品についても５万人ぐらいの個別の食品摂取量のデータを提出したということであります。

それによって、確率論的な曝露評価を行うと、それぞれ違った基準を採択した場合に、このＰＴＷＩがどれだけ減少するのか、あるいは増えるのか、それからこの基準を採択した場合に、どれだけの食品を廃棄しなければならないのかどうか、そういうことも含めて数値を示しなさいということで、ＪＥＣＦＡが現実的な曝露評価をしたということになります。

その後、コーデックスでこのような原案の０．４ppmの米と、それから海産二枚貝についての結果が出されたと聞いております。

特に、我々がカキとかホタテとか、そういうところに関しては除かれたというのがあるんですが、カキなどでは１ppmを超えるものは３０％ぐらいあったり、そういうことも場所によっては起こると、それも汚染がない地域で起こるということがあるものですから、カキをリピーターで食べる人もそれほどいないのではないかという部分もあったり、いろんな議論があって、それでもいろんな案をＣＣＦＡＣにはＪＥＣＦＡから戻したわけですが、カキ、ホタテは除くという話になったということだと私は見ております。

大体、ＪＥＣＦＡ、コーデックスに関しては、このような形だと私は思います。

○佐藤座長　ありがとうございました。

J E C F A とコーデックスのやりとりというか、その中での議論について、香山専門委員から追加があったんですけども、遠山先生、何か御追加はありますか。

○ 遠山専門委員 基本的に香山先生がおっしゃったとおりですが、食品中の比較的カドミウムのレベルの高いものを除くという議論は、多分コーデックスの話だったと思いますので、J E C F A の中ではしていないと思います。

○ 香山専門委員 数値は提出を。

○ 遠山専門委員 それを除外するかどうかという議論はしていないですね。つまり、どのくらい除外することになるかというような観点からの議論ではなくて、つまり、どのぐらいの割合の米が 0.2ppm を超えととか、0.4ppm を超えととか、そういう数字としては出ていますが、除外するかどうかという議論はしていないと。

○ 香山専門委員 勿論していません。

○ 遠山専門委員 それだけちょっと誤解がないように。

○ 佐藤座長 ありがとうございます。

今、これまでのカドミウムの審議状況について事務局から説明があり、あと香山専門委員と遠山専門委員から少し御追加があったわけですけども、何か今の時点で御質問とか御意見とかございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今、説明がありましたように、遠山、大前、香山各先生方に、グループの長として小グループをつくっていただいて、知見の整理を行っているということなんですけれども、この進捗状況というか、どんな状況であるのか、大前先生はちょっといらっしゃらないんですけども、今日いらっしゃっている香山先生と遠山先生に簡単に結構ですから御説明いただければと思うんですけども、まず遠山先生からお願いしてよろしいですか。

○ 遠山専門委員 全体のことを香山先生にお願いしたので。

○ 佐藤座長 では、香山先生からお願いします。

○ 香山専門委員 では、御指名ですので申し上げますが、それぞれの小グループで、この分野の研究を長年されてきた方々を集めまして、各それぞれのグループ 6 ～ 7 名で分担して、項目をまとめております。

一番最初のところで議論されました scientific conflict of interest の部分で、いろいろな御意見の方が国内にもいらっしゃいます。これまで、カドミウムの特に疫学を中心にして研究されてきたグループというのは、イタイイタイ病が起きました地域にある富

山医科薬科大学、金沢大学、それから小泉先生もいらっしゃいました兵庫医科大学、それから長崎大学の齋藤寛先生、もちろん慶應大学の桜井先生、いろんな先生方がいらっしゃいますが、そこに関わっている先生方に加わっていただきまして、いろんな意見を取り込むということの立場でグループをつくってまとめようとしております。

確かにバランス的にたくさん書かれた部分と、少ない部分と、また書き方も随分個人個人違いますので、それを調整しているという部分と、まとめている段階に入っているところであります。

そこで、やはり難しいところは、一番最後のまとめの部分だと思いますけれども、これは最後は個々の委員会で練りながら完成させていくしかないだろうと思っております。

最終的には、フルの長さのものと、短い評価書というものをつくるのがゴールだと思っております。

私からは以上です。

○佐藤座長 では、済みませんが、遠山先生続けてお願いします。

○遠山専門委員 私の方の担当している有害性の検討の部分ですが、最も議論の対象になるのは、カドミウムによる近位尿細管の障害をどういう指標で調べるのかと。そのときの正常・異常のカットオフの値をどの辺りに設定するのかという辺りが一番のポイントで、あとは骨の代謝であるとか、生命予後への影響に関しても、それなりにかなり低用量で影響が出そうだということもありますので、それはまた次の2番目の課題として検討しているということで、そのほかのこともいろいろございますが、主に腎機能を中心に有害性の検討をしたと。

特に、今回は腎臓病の方の専門の臨床医の先生にも入っていただいて、全体的な腎機能障害の有害性に関してのコメントもいただくという形で議論を進めています。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

今、お二方から御説明があったんですけれども、何か御質問とかがあったら、ここで承っておきたいと思うんです。

安藤先生どうぞ。

○安藤専門委員 私がちょっと気になることは、いわゆるカドミウムの問題というのは、北欧を中心にした考え方と、特に日本のような米という曝露源ということがあるかと思うんですけれども、そこで基本的なスタンスの違いというのがあって、それは北欧グループは、どちらかというと労働衛生的なところから派生したということ。日本の場合は食生活

からということ。つまり、そこを議論することをどこかの項目に入れていただきたいということ。

もう一つは、先ほどカキのお話がありましたけれども、やはり食生活について外国と日本は違うんだよと、そこがどう違うんだと、それが J E C F A かどこかでそれを出しなさいというコメントがあったとありますけれども、その項目をやはり入れておいていただかないと、最後にこれだけの議論で行くと詰まるのかなというか、そういう可能性がありますので、そこはちょっと入れておいていただいた方がよろしいかと、項目を挙げていただきたいと思います。

○佐藤座長 今のお話は、要するに曝露の様式がやはり日本と諸外国、どういう外国を言うのかは問題かと思えますけれども、全然違うのでそれを明らかにしておいた方がいいということだと思えます。

ほかに何か御意見でも御質問でもありましたら、よろしいですか。

もしなければ、今後の審議をどうするのかということなんですけれども、資料 4 - 4 でだいぶ前だったと思えますけれども、論点を整理していただいて、今後の進め方ということで小グループをつくって検討するという事で来たわけですが、それを各先生方に一度この場で御確認いただきたいと思います。

その上で、先ほど香山専門委員からも御説明がありましたけれども、資料 4 - 5 に沿って、ドラフトのドラフトのようなものができ上がっているような御説明だと私は理解しましたけれども、その報告書(案)について、作業の中心になっていただいている香山先生、遠山先生、大前先生にサマリーというか、エッセンスを御報告していただいて審議を進めていると考えたいと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これは日程調整が必要だと思えますけれども、次回から報告書の審議を始めたいと思います。

まず最初に、今も申しましたように、それぞれのグループの長の先生方からレクチャーしていただくわけですが、実際にどうするかは日程とか、どの方からお願いするかというのは、事務局に調整してもらおうかと思うんですが、ちょっとこれは私の意見を先走った形で申し上げますけれども、できればあまり回数をかけるのではなくて、このグループの先生方、長の先生方からは、まとめてお話をいただいてもいいんじゃないかなと思っています。

ですから、会議が 2 時間ではなくて、例えば午後の半日ぐらい使って、それぞれレクチャーをいただいた上で、少しディスカッションする。それで 1 時間のものを 3 人ですから

3つという形でやったらどうかと思うんですけれども。2時間でやろうと思うと、結局お一人の方にお話しただいて少しディスカッションすると、それぐらいになってしまう可能性があるわけです。あるいは2つお話しいただくことも可能かと思うんですが、2回がかりになってしまうんですけれども、それを少し詰めてやったらどうかと思うんですけれども、いかがですか、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○佐藤座長 御賛同いただけたようなので、それではそういう方向で事務局が調整していただけますでしょうか。恐らく、午前ではなくて、お昼過ぎぐらいから始めて夕方までというのがいいように思うんですけれども、その辺についても事務局で調整してください。では、そういう方向で次回から専門調査会としてカドミウムの審議に入りたいと思います。

それでよろしければ、議題の5というのは「その他」ですけれども、何か事務局からございますか。

○増田課長補佐 特にございません。

○佐藤座長 それでは、第11回の「汚染物質専門調査会」のすべての議事は終了いたしました。今、ここで何か委員の先生方からの御発言というのは特にございませんでしょうか。全般を通じてよろしいですか。

それでは、ないようですので、今回の第11回「汚染物質専門調査会」をこれで閉会いたします。

どうもありがとうございました。